

衆議院 經濟産業委員會 議 録 第二十六号

平成二十七年七月三日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 江田 康幸君
理事 佐藤ゆかり君 理事 鈴木 淳司君
理事 田中 良生君 理事 三原 朝彦君
理事 八木 哲也君 理事 中根 康浩君
理事 鈴木 義弘君 理事 富田 茂之君
理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君
理事 石川 昭政君 理事 大見 正君
理事 岡下 昌平君 理事 梶山 弘志君
理事 勝俣 孝明君 理事 神山 佐市君
理事 黄川田仁志君 理事 佐々木 紀君
理事 塩谷 立君 理事 白石 徹君
理事 関 芳弘君 理事 武村 展英君
理事 富樫 博之君 理事 野中 厚君
理事 福田 達夫君 理事 細田 健一君
理事 務台 俊介君 理事 神山 洋介君
理事 近藤 洋介君 理事 篠原 孝君
理事 田嶋 要君 理事 渡辺 周君
理事 落合 貴之君 理事 木下 智彦君
理事 國重 徹君 理事 藤野 保史君
理事 真島 省三君 理事 野間 健君

經濟産業大臣 宮沢 洋一君
内閣府副大臣 西村 康稔君
經濟産業副大臣 山際大志郎君
環境副大臣 北村 茂男君
内閣府大臣政務官 小泉進次郎君
經濟産業大臣政務官 関 芳弘君
国土交通大臣政務官 青木 一彦君
政府参考人 林 伴子君
(内閣官房内閣参事官)
政府参考人 田中 茂明君
(内閣官房日本經濟再生総合事務局次長)

政府参考人 富屋誠一郎君
(内閣府地方創生推進室長代理)
政府参考人 日下部 聡君
(經濟産業省大臣官房長)

政府参考人 井上 宏司君
(經濟産業省大臣官房地域經濟産業審議官)
政府参考人 寺澤 達也君
(經濟産業省大臣官房商務流通保安審議官)

政府参考人 平井 裕秀君
(經濟産業省大臣官房審議官)
政府参考人 大橋 秀行君
(經濟産業省大臣官房審議官)

政府参考人 菅原 郁郎君
(經濟産業省經濟産業政策局長)
政府参考人 鈴木 英夫君
(經濟産業省通商政策局長)

政府参考人 富田 健介君
(經濟産業省商務情報政策局長)
政府参考人 木村 陽一君
(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人 多田 明弘君
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)
政府参考人 北川 慎介君
(中小企業庁長官)

政府参考人 梶原 成元君
(環境省地球環境局長)
政府参考人 乾 敏一君
(經濟産業委員会専門員)

委員の異動
七月三日
辞任 宮崎 政久君
補欠選任 務台 俊介君

辞任 補欠選任
務台 俊介君 宮崎 政久君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)
經濟産業の基本施策に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

江田委員長 これより会議を開きます。

經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官林伴子君、内閣官房日本經濟再生総合事務局次長田中茂明君、内閣府地方創生推進室室長代理富屋誠一郎君、經濟産業省大臣官房長日下部聡君、經濟産業省大臣官房地域經濟産業審議官井上宏司君、經濟産業省大臣官房商務流通保安審議官寺澤達也君、經濟産業省大臣官房審議官平井裕秀君、經濟産業省大臣官房審議官大橋秀行君、經濟産業省經濟産業政策局長菅原郁郎君、經濟産業省通商政策局長鈴木英夫君、經濟産業省商務情報政策局長富田健介君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長木村陽一君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長多田明弘君、中小企業庁長官北川慎介君及び環境省地球環境局長梶原成元君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

江田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

江田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田嶋要君。

田嶋(要)委員 おはようございます。民主党、田嶋要でございます。

成長戦略の改訂版が出まして、きのう話を聞かせていただきました。大臣にまずお伺いしたいんですけれども、私、第三の矢というのは、これが成長戦略ということですが、ほぼイコール岩盤規制改革だという話も聞いておりましたし、よくその一番に電力改革という話を安倍総理も言われておりました。

今回のこの国会で第三ステージが成立をしたということですが、しかし、私、不思議に思うのは、これまでの経過に、第三の矢で岩盤規制改革、そしてその大きな一つが電力システムですけれども、きのうの説明を受けたこの成長戦略の改訂版にエネルギーという言葉も環境という言葉も一言も出てこないんですね。この経産委員会でも、やはりエネルギーにかかわる質問が圧倒的に多い、きょうは環境省からお越しいただいていただきますけれども。

大臣、今の政府はエネルギー・環境分野というのは成長戦略の余り中心的な産業じゃないというふうにお考えなんですか。確かに、詳細には説明がありまして、詳細には載っているんですけど、詳細には、それは詳細に載っているけれども、この紙に一言もエネルギー、環境と出てこないんですよ。ちょっと変ではありませんか。

では、何のために電力改革、しかもどさくさに紛れてガスまで加えて、それで熱まで加えて、全部改革だと言っていたのに、岩盤規制改革をやっておいて、成長戦略に何も出てこないというのは、これは私は本当に矛盾をされていると思うんです。

に御答弁ください。  
○関大臣政務官 はい。このデポジット制度のところにつきましては、実効性の確保の困難さや社会的なコストの大きさ、先ほど委員もおっしゃっていましたが、そういうところをいろいろ考えながら、審議会の方でまたよく詰めてまいりたいと思います。

ただ、大きな観点としましては、このようなスリーRのところについては、非常に重要な、項目としては法律もあるところでございますから、有効性のあるような考え方をとって、今、審議会の方で審議をしていこう、そのように考えております。

○鈴木義委員 シャベりたいんですけれども、これを持っていけば一円で買ってくれると言えば、みんなごみに捨てない、そういう発想だと思います。

どうもありがとうございます。  
○江田委員長 午後一時四十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。  
午前十一時十四分休憩

午後一時四十分開議

○江田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。きょうはコンビニの問題についてお伺いしたいと思っております。

今や私たちの生活になくてはならないインフラというところで、私も一日には必ずお世話になっているような状況でありますけれども、そのコンビニで今人手不足が大変深刻な問題になっているというふうになりました。

先日、全国フランチャイズ加盟店協会の会長さんにお話をお伺いする機会がありまして、この会長さんは宮城県仙台市で実際にコンビニを経営されていらっしやる方でもあります。

二十四時間営業の場合は大体二十人ぐらい従業員が必要だそうなんですけれども、この会長さんのお店では十二名しか確保できなくて、会長さん自身が入らざるを得ないということでありました。一生懸命人手を集めるといって、例えばタウンワークという情報誌にアルバイトを募集する広告を四年間ずっと出して、大体二百万ぐらい四年でかかったそうなんですけれども、それでもやはり希望する人数は集まらないということです。この間、経済産業省がコンビニエンスストアの経済・社会的役割に関する研究会というのを設置されて、報告書もことし三月に発表されている。有意義な中身だと思っておりますけれども、ちょっとお聞きしたいんですが、この報告書で人手不足についてはどのように指摘をされているのでしょうか。

○寺澤政府参考人 お答えします。

御指摘のございました、コンビニエンスストアの経済・社会的役割に関する調査、そこでアンケート調査を行ったわけですけれども、従業員の過不足感についての調査がございました。その結果ですけれども、まず従業員が不足して補充のめどがないとする店舗は一八・六％。今はぎりぎりの状態であり何かあれば確実に運営に支障が出るという店舗が三五・九％。ある程度足りているけれども何かあれば運営に支障の可能性があると、約九割の店舗が従業員不足によって何らかの形で運営に支障を感じているということになっております。

したがって、委員御指摘のとおり、コンビニエンスストア業界におきまして、人員の確保は非常に重要な課題となっているのが現状でございます。

○藤野委員 ありがとうございます。

御指摘のとおり、九割が何らかの人手不足を感じているということで、大変深刻だということについて、問題は、なぜこうなっているかということについて

会の会長さんが幾つか指摘されていたわけですが、これも、一つは、やはりコンビニ大手が大量に出店戦略をとっているということで、コンビニ業界は二〇一四年度、昨年度の店舗純増数が約三千二百店舗ということ、これは過去最高の新規出店数だと伺っております。

二十四時間営業とすると、先ほど一店舗当たり二十名と言いましたが、新規出店が三千二百だとしてもその分だけで六万四千人の新規アルバイトが必要になってしまおうということ、もちろんコンビニ以外の他業種もあるわけで、本当にいわゆる顧客の奪い合いだけでなく、新規出店によって従業員の奪い合いまで起きてしまっているというのが実態だと思っております。

二つ目の要因として指摘をされておりましたのは、サービスの多様化ということを言われておりました。

経産省にまたお聞きしたいんですが、この報告書ではコンビニの多様な役割ということで幾つもの点を挙げていらっしやると思うんですが、端的に、どのような項目が挙げられていたか教えてください。

○寺澤政府参考人 お答えします。

御指摘のございました、コンビニエンスストアの経済・社会的役割に関する研究会、コンビニエンスストアは全国で五万店舗に達しており、まさに委員も御指摘があったように身近で生活にとって必要不可欠な存在になっていることを踏まえて、コンビニエンスストアの今後の役割について、コンビニエンスストアのトップだけではなくて、有識者も交えて議論をしていただいたというのが研究会の提言でございます。

検討した中身でございますけれども、まず経済的課題については、地域における雇用の創出や多様な人材の育成、地域産品の発掘を通じた地産地消の推進、そして、海外の旅行客の需要を取り込むというインバウンド需要の確保、また、日本のすぐれたビジネスモデルを海外に展開することなどについて、経済的課題として検討して

いただきました。  
また、社会的役割としては、地域の一人ひとりに対して、防犯とか、あるいは高齢者の見守り活動に対する貢献、買い物弱者に対する支援、それから東日本大震災における経験を踏まえた災害時における対応、そして物流効率化、省エネ、食品ロスの削減などを通じて環境負荷の低減など、さまざまな課題について検討いたしました。

また、こうした経済的、社会的役割を果たしながら、本部と加盟店が共存共栄できるように、そうしたフランチャイズシステムのあり方についても検討し、提言をいただいたところでございます。

○藤野委員 ありがとうございます。

まさに経済的にも社会的にも多様な役割を果たされている、総合生活産業と言ってもいいような状況だと思っております、そのコンビニが人手不足にあえいでいて、本当にそれではコンビニに期待される今言ったような役割が果たせない。それどころか、もつとひどい状況だということを現場でお聞きしまして、会長さんがおっしゃっていたので私は忘れられないんですけれども、要するに、今、コンビニは従業員同士が交流する場も少なく、成長あるいはやりがいを感じられなくなっている。そして、長時間労働で、ある意味、店員から見ればブラック企業になってしまっているという言い方もされておりました。

大臣にちょっと簡単にお聞きしたいんですが、コンビニは今や社会的インフラの一つだと思っておりますが、その九割が人手不足で、そしてやむを得ずブラック企業になっているという状況が広がっているというのは、放置できない深刻な問題だと思っております、御認識をお伺いしたいと思います。

○宮沢国務大臣 もともと、地元で聞いておりますと、コンビニというのは結構オーナーが大変で、まさに小規模の店と同じで、オーナーが先頭に立って家族でやらないとなかなかできないというのが、人手不足以前の話としてあった話であり

ます。

一方で、おっしゃる通りに、コンビニ二というのは、私も地元でも東京でもよく使わせていただいておりますけれども、今となつては本当に、なくては困る存在になつてきている。

さらに、人手不足の中で、しばらく前でありましたけれども、東京のコンビニは時給二千五百円を出してやつと人が来るかどうかというような話も耳に入つてくるような中でありました。

ではどうしたらいいかといふと、コンビニ以外でもいろいろ必要な産業で人手不足というのが生じていることは確かでありまして、根本的に言えば、恐らく産業全体の生産性をどう向上していくかということが一番王道の攻め方だろうと思つておりまして、サービス業につきまして、やはり徹底的に生産性向上を図る政策といつたものを今検討させておりまして、こういうものを実現していかなければいけないと思つております。

また、コンビニ二かどうかは別にしまして、外国人労働者といった問題も恐らく将来的には出てくるんだろうといふふうに思つております。

○藤野委員 今御指摘があつたように、家族でやらないといけない。人手不足と言いましたけれども、人手不足だから家族がやらないといけないという側面もあつて、お話を伺うと、店舗に寝袋を持ち込んで仮眠をとつて勤務しているという例もあるようで、やはり深刻な人手不足状況が背景にあると思つておられます。

今大臣もどうするかという対策のところもお触れになつたんですが、私が会長からお聞きしたのは、今、協会としても三つの緊急提言を出しているということでありました。その緊急提言の一つ目は、本部社員です。いわゆるフランチャイズの本部の社員を大量に加盟店に無償で派遣してほしいという要求でした。

考えてみますと、コンビニ二大手というのは、今、加盟店に対して、チャンスロスというものを徹底して減らすように指導をしているんですね。チャンスロスというもの。お聞きになつた方はい

らつしやるかもしれないですが、要するに、チャンスはある、売れているのに人手が足りないとか、売れているのに商品が届いていないとか、こういう形で機会を逃しているのをチャンスロスだと言つて、これをいかに減らすかというのはまさに生産性のお話につながるのかもしれないんですが、大手は今一生懸命このチャンスロスを減らすことをやっています。

しかし、考えてみれば、人手不足でレジが一個動かないとか、人手不足で業務ができないとか、これも立派なチャンスロスだといふふうに思うんですね。ですから、本部がチャンスロスだ、チャンスロスだと言ふのであれば、人手不足もしつかりそうした問題として対応すべきだといふふうに思っています。

これは、研究会自身でもこの点はある程度の方策が示されていると思うんですが、経産省にお聞きしますけれども、この対策についてどのように指摘していますでしょうか。

○寺澤政府参考人 お答えします。

委員御指摘のとおり、先ほどいろいろ申し上げました経済、社会的役割を果たす上で最大の課題は人材の確保でございます。加盟店のうち七割が、そうした役割を果たす上で、やはり人材不足の問題が重要だということでございます。

したがつて、人材確保というのは非常に重要な課題でございます。御指摘がございました。コンビニ二エンスタアの経済、社会的課題に関する……(藤野委員)対策のところは、端的にお願いしますと呼ぶ対策ですね。対策について、まず、加盟店の皆様が、女性、高齢者、外国人材の活用も含めて、みずから努力することが基本です。これは、提言の中でもしつかり位置づけられています。

その上で、本部としてもサポートすることが重要だということで、本部については三点提言をしています。

一つは、本部が、例えばコールセンターとかホームページを通じて、本部みずから加盟店の

採用活動を手伝う、補完するということでございます。

二つ目は、先ほどオーナーの家族のお話がありました。オーナーも冠婚葬祭とか病気があつて働けないというときがございます。そうしたときに、業務代行制度というのがあつて、本部の方からスタッフを派遣する、そういう仕組みがございます。それを一層積極的に活用するというのが二点目です。

三点目は、人材を確保してもそこから育成をしなければいけないということで、これはなかなか難しいので、人材育成プログラムについては、本部がしつかりと準備し、さらに、やりがいという意味では、スキルアップがちゃんと評価される、そういう仕組みが重要なので、そうしたものを本部としてきめ細かく提供する、こういうことが重要だといふ提言をいただいています。

○藤野委員 ありがとうございます。そのとおりだといふふうに思つておられます。

概要でいいますと、その三つおっしゃつたうちの二つ目を強調されています。冠婚葬祭等とおっしゃいましたが、要するに本部から派遣する。これは業務代行制度ということで、この報告書にも書かれておまして、それを一層積極的に行うことが望ましいと提言しております。

この研究会には、実は、コンビニ二大手五社、当時ですけれども、五社の代表取締役社長全員、五人が参加されているわけで、ある意味、大手のトップ五人全員が入っているところで、本部から代行の制度を一層積極的にという提言をされたというのには、私はこれは大事なことだと思つたので、大臣にも、そういう意味では、もうトップみずからがそう言つていくわけですから、ぜひこれを大いに活用して、加盟店の人手不足を本部一体となつてやる。この報告書が強調しています。

は、ウイン・ウインの関係とか共存共栄という言葉は大いにやつていただきたいといふふうに思っております。

そこで、ちよつと時間の関係で、こちらで話させていただきますけれども、協会の提言の第二は、新規出店、要するに拡大戦略なんです。大手というのには、拡大して、拡大してという。このやり方が、顧客の奪い合いだけでなく従業員も奪い合いを生んでいると言いましたけれども、これはやはりもう放置してはならない状況なのじゃないかなといふふうに思つておられます。

かつては、たばこや酒類販売、タクシーなどについて、規制を緩和して、また規制を強化するという動きもありました。自民党の中でも、四月の総務会で、こうしたたばこ、酒類販売、タクシーで規制強化の動きもあるといふふうに向つております。

ですから、コンビニ二についても、本場に五十五メートル置きにコンビニ二があるといふような状況、これを放置していたらどんどん悪循環になつていくといふふうに思います。コンビニ二に求められる役割も掘り崩されていくといふふうに思いますので、この点についても御検討いただきたいと思つています。

そして、二十四時間営業の見直し、これが三つ目なんですけれども、これもやはり加盟店とオーナーの合意がないもとで二十四時間営業が押しつけられているということもありませんので、こころみしつかり見直していただきたい。

以上が協会の緊急提言と言われる部分なんです。私が、私がきょうお聞きしたいのは、これはこれで急いでやるべきなんですけれども、より抜本的な、より構造的な問題について幾つかお聞きしたいと思つておられます。

一つは、本部の徴収するロイヤリティーの問題です。資料をお配りさせていただいておるんですけども、これはやはりちよつと高過ぎるんじゃないか。それで、高過ぎるだけじゃなくて、おかしいんじゃないかといふふうに思つたのでちよつと御紹介しているんです。

コンビニ二市場というのはほとんど伸びているわけ、二〇一〇年には市場全体でいえば売上高

七・六兆だったものが、二〇一三年には九・四兆に伸びております。例えば、セブンイレブン・ジャパンというのは、二〇一一年度は売上高三兆二千八百五億円が、翌年度は三兆五千八百四十四億円、二〇一三年度は三兆七千八百十二億円と順調に伸びているわけです。

しかし、加盟店や個々の労働者というのは大変悲惨な実態で、コンビニ労働者の賃金というのは最低賃金に張りついている。リクルートが出しています毎月のアルバイト・パート平均時給調査によりますと、コンビニというのは本場に、三大都市圏でも最低が二番目ぐらいというのを行き来している状況であります。

一方で、本部へのロイヤリティーというのはどうなっているかということなんですけれども、ちよつと配付資料を見ただけだと思つておられますが、例えばセブンイレブンで、物件の所有者がオーナーが本部かよつて違うんですけれども、物件所有者が本部の場合のところの欄を見ていただくと、大変恐縮なんです。粗利益が二百五十万円以下の場合にはロイヤリティーが五六%なんです。二百五十から四百万円だと六六%、四百万円から五百五十万円だと七一%で、どんどん上がっていくんですね。売り上げが、粗利が上がれば上がるほど本部に納めなきゃいけないロイヤリティーの割合が上がっていく。

ちよつと大臣にお聞きしたいんですけれども、よく、頑張った人が報われる社会とお話があるわけなんですけれども、オーナーが一生懸命工夫して頑張つて自分の店を魅力的にして、もうけをふやせば、そのもうけを上げたオーナーの取り分がふえるというのが通常だというふうに思うんですね。頑張った人が報われる社会というわけですか。

ところが、コンビニの場合は、売り上げが上れば上がるほど、本部に納めるロイヤリティーの割合が上がつてしまふ。私はこれは逆じゃないかと思うんですけれども、大臣、これはどのように思われますか。大臣にちよつとお聞きしたい。

○宮沢国務大臣 まさにこれは国民でございまして、実際、コンビニのロイヤリティーを払つて、やられている方からすれば、この契約内容で納得されて契約しているわけでありまして、私の方から、おかしいとかおかしくないとかというような話ではないような気がいたします。

○藤野委員 私は、これはやはりおかしいと思つて、率直に言つて、頑張れば頑張るほど本部に持つていかれる。頑張れば頑張るほど自分の、オーナーの取り分がふえるんなら、これは本場にウィン・ウィンだと思います。しかし、それはウィン・ウィンじゃないです。頑張つたら、そこに行かずに本部に行くわけですから、これは全然ウィン・ウィンじゃないし、共存共栄じゃないと思つておられます。

これがどういふふうに影響してくるかというところ、結局、給料が上げられないという形になるんです。別にオーナーがもうけて、よしというのではなくて、結局人手不足の問題にもかかわつてくる。私がお話を伺つたFC協会の会長さんも、時給を上げたい、時給を上げれば人が集まるかもしれないけれども、本部へのロイヤリティーが五〇パーを超えているもどでも上げられないというふうにおっしゃっていました。

ですから、こういうロイヤリティー問題というのは民間任せでやっておりますと、この資料でもわかりますように、ローソンは若干違いますが、ほぼ、大手のところ、五社でいえば、売り上げが上がるほどロイヤリティーも上がつていくという状況はもう共通しているんですね。

ですから、民間だけでやつてくださいますか。政治がルールをつくる必要があると思つておられます。この点での大臣の御認識をお願いします。

○宮沢国務大臣 頑張れば頑張るほど生活が厳しくなるというふうなことであれば、恐らく、それぞれのお店は頑張らなくなつて、全体として、そのチェーン全体の元気がなくなつていくことだと思つておられます。そういうことにはなつていない

だろうなというふうに思っています。

○藤野委員 これは、経産省自身が設置した研究会でも人手不足問題が指摘されております。私、なぜそういう認識が出てくるかといいますと、この研究会には加盟店のオーナーが一人も入っていないんですね。先ほど言つたように大手の社長は入つております。ですから、どうしても本部目線になつて、それで大手というのは人手不足となかなか認めないんですね。ですから、やはりそういう背景というのが今の大臣の答弁にも反映されているかと思つておられます。

結局、売り上げを上げないといふるなベナルテイもかかつてくるというもどで、本場に家族が命を削つて働いている。奴隷契約という指摘もあるわけですね。本場に、そうした実態をせひつかんでほしいというふうに思っています。

そして、例えば新しいサービス多様化の話もしましたけれども、フランチャイズ契約というのは、本部と加盟店のオーナーが合意してやるというのが大前提、フランチャイズの本質であると思つておられます。

しかし、実態は、新しい業務をやりますよというのがメール一通でほんと来て、いやも応も言わず新しい業務がどんどんどんどん積み重なつてくる。人手が足りないからできないと言つてくるのに、あれをやれ、これをやれがメール一本でやられる。こういう実態があるわけなんです。やり方というのは、フランチャイズ契約という、合意でもつて成り立つという本質にも外れていて、こういう点でも、やはり実態をしっかりと踏まえていただきたいというふうに思っています。

そして、最後に取り上げたいのが、社会保険加入の問題であります。

現行制度では、法人事業主、あるいは五人以上の従業員がいる個人事業主の場合は、原則として社会保険に加入する義務が生じるということになります。しかし、私がお話を聞いたFC協会では、事務局長さんは、ほとんどのコンビニが社会保険に加入していないんじゃないか、こう

おっしゃつておりました。ある労働士さんは一割前後だという指摘も。

だから、これはいろいろぶれはあるわけなんですけれども、大手に聞くとまたいろいろ違つた言い方をされるわけなんです。しかし、公的なデータというのが全くないというのが実態であります。

社会保険の問題というのは、要因というのでもさまざまです。私も、何か一筋縄ではんと対策が出るというふうにも考えているわけではないんです。非常に難しい問題だと思つておられます。

加盟店オーナーにしてみれば、まともに保険料を負担したら一気に破産してしまふとか、あるいは、コンビニ本部としても、経営ノウハウの提供はしますけれども、労務管理とか社会保険管理、福利厚生というのは店主の方に契約上お任せしています。なんです。そういうふうなことになるわけなんです。

あるいは、働いているパートやアルバイトの方にしてみても、手取りが減つてしまふという問題になつてしまえば、単純にやらないでくれという声もあるのは私も認識しておられます。

ですから、一筋縄にはいかないと思つておられますけれども、しかし、これを放置しておきますと、これはいづれ社会問題化すると業界専門誌でも指摘をされておられます。

結局、親御さんにしてみれば、社会保険も整つていないような職場に自分たちの息子さんやお孫さんを働かせるか、やめておけという話になるんですね。そうしたらまた人手不足になつて、悪循環になつていくというお話もお聞きしました。

ですから、やはりこういう実態をまず踏まえる必要があるんじゃないかというふうに思つておられます。公的なデータとして、今どれぐらいコンビニは社会保険に加入しているのかというのは誰もわかつていない。

大臣にお聞きしたいんですけれども、済みません、その前に経産省にお聞きしましょうか。この研究会に厚生労働省からも確かに人が来ておられますが、来ているのは老健局の人なんです。老健局。社会保険の問題というのは一行も出てきませ

ん。この研究会では社会保険の問題は議論していません。お答えします。

○寺澤政府参考人  
この研究会では、社会保険についての問題は議論していません。

その背景でございませうけれども、この研究会において、いろいろアンケート調査をしたり、加盟店のオーナーにヒアリングして、社会保険の問題というのは特段重要な問題だということでは浮上してこなかったということでございます。

○藤野委員  
いや、ですから、加盟店のオーナーがメンバーに入っていて、その方がそうおっしゃるならまだいいですけども、本部しか入っていない、本部は加盟店に社会保険とか労務管理を丸投げなんです。ですから、そういう中で声がかつたんじゃないのは、本当に実態を踏まえていない。私、ちよつとびっくりしました。

その上で大臣にお聞きしたいんです。声がかつたというのは、聞いていないだけの話で、実態は大変なんです。入りたくても入れない、社会保険に入れたくても入れられないという加盟店がたくさんあるわけです。しかし、実態がわからない。私はこれは実態を調査すべきだと思います。大臣、いかがでしょうか。

○宮沢国務大臣  
コンビニの勤務なりオーナーなりが大変だということもよくわかりますが、一方で、例えば私の地元を見ますと、商店街はもつとときつとところがたくさんあるわけでありまして、どちらかというとコンビニは全体としては恵まれている方ではないかと私自身は正直思っております。

そういう中で、社会保険の話につきまして、今伺っていて、社会保険にもつとちゃんと入れるといふ御質問なのか、社会保険が高過ぎるといふ御質問かよくわからなかつたわけですが、社会保険料が実態としてどうだという話は、これは当然のことながら、私どもというよりは厚生労働省がそれなりに把握をしなければいけないものだろうというふうには思っております。

○藤野委員  
最後になりますので終わりますけれども、こういう研究会を立ち上げていらつしやるわけ、これは貴重な研究会だと思っております。こういうものが既に経産省にあるわけですから、コンビニそのものに特化した研究会であります。

コンビニの社会保険の問題をやはりこういう研究会がつかんで対応していく。もちろん厚労省と連携してもいいと思っております。老健局だけ呼んで連携というのは私はちよつとよくないと思っております。

最後に申し上げたいのは、昨年成立した小規模企業振興基本法の採決に当たりまして、当委員会、そして参議院の経産委員会でも附帯決議が付けられて、小規模企業の社会保険料負担軽減措置というものの実現を図ることということがわざわざ衆参両院で決議されております。この決議の観点からも、今の心ならずもブラック企業になっているという加盟店オーナーの声に応えるためにも、ぜひ具体化を求めて質問を終わります。

○江田委員長  
次に、内閣提出、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。宮沢経済産業大臣。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○宮沢国務大臣  
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

全国三百八十五万者の中小企業、小規模事業者は、さまざまな事業分野において特色ある事業活動を営み、多くの就業機会を提供するなど、雇用の確保や地域経済の活性化に重要な役割を果たしています。

しかしながら、中小企業、小規模事業者の経営者の高齢化が進展し、今後、多くの経営者が引退期に入ることから、事業の承継が重要な経営課題となつていきます。

中小企業、小規模事業者がその活力を維持しつづつ事業活動を継続し、その経営が次の世代へと円滑に承継されていくことは、我が国の経済の持続的な発展を図る上で極めて重要であり、中小企業、小規模事業者における経営の承継を円滑化するための措置を講ずる必要があります。

以上が、本法律案を提案した理由であります。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、親族外承継の割合が増加しつつあることを踏まえ、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律を改正し、遺留分に係る民法特例の対象を親族外などへ拡大することとします。

第二に、小規模事業者の事業の承継を円滑化するため、小規模企業共済法を改正し、個人事業者が親族内で事業を承継した場合の共済金を引き上げるなどにより、引退後の生活の安定を図るための環境を整えます。

第三に、独立行政法人中小企業基盤整備機構法を改正し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う業務に、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るための旧代表者や後継者などに対する助言業務を追加します。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○江田委員長  
これにて趣旨の説明は終わります。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時九分散会

る法律等の一部を改正する法律案  
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律  
〔中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正〕

第一条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「その推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。以下同じ)のうち少なくとも一人を」と他の者に改め、同条第三項中「旧代表者の推定相続人のうち、当該を削り、「株式等の贈与を受けた者」の下に「(以下「特定受贈者」という。)を加え、「当該贈与を受けた者」を「当該特定受贈者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この章において「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものをいう。

第四条第一項各号列記以外の部分中「推定相続人」の下に「及び後継者」を加え、「そのうち一人が後継者である場合には」を削り、同項第一号中「贈与を受けた旧代表者の推定相続人」を「特定受贈者」に改め、同条第三項中「旧代表者の推定相続人」の下に「及び後継者」を、「場合に」の下に「当該」を加える。

第五条中「旧代表者の推定相続人はを」旧代表者の推定相続人及び後継者はに、「贈与を受けた旧代表者の推定相続人」を「特定受贈者」に改める。

第六条第一項中「旧代表者の推定相続人」の下に「及び後継者」を加え、「推定相続人間の衡平」を「推定相続人と当該後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平」に改め、同条第二項中「旧代表者の推定相続人は」を「旧代表者の推定相続人及び後継者は」に、「贈与を受けた旧代表者の推定相続人」を「特定受贈者」に改める。

○江田委員長  
これにて趣旨の説明は終わります。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時九分散会

## コンビニ大手のロイヤリティの現状

チェーン名	総店舗数	チェーン年商(億円)	物件所有者	契約期間	加盟契約時必要資金	ロイヤリティ(粗利比)	最低保証(年額)※
セブン・イレブン	16,319	3兆7812	オーナー	15年	研修費50万円、開業準備手数料100万円、開業時出資金150万円	(24時間店)43% (それ以外)45%	(24時間店)1900万円 (それ以外)1600万円
			本部	15年	研修費50万円、開業準備手数料50万円、開業時出資金150万円	~250万円 56% 250~400万円 66% 400~550万円 71% 550~ 76% ※24時間店は2%控除	(24時間店)1700万円 (それ以外)1400万円
ローソン	11,606	1兆9453	オーナー	10年	契約金50万円、研修費50万円、開店準備手数料50万円、出資金150万円	(24時間店)34% (それ以外)37%	(24時間店)2220万円 (それ以外)1920万円
			本部	10年	同上	~300万円 45% 300~450万円 70% 450万円~ 60% ※24時間店以外は+3%	(24時間店)1860万円 (それ以外)1560万円
ファミリーマート	9,780	1兆7218	オーナー	10年	加盟金50万円、開店準備手数料100万円、元入金150万円	35%、38% ※24時間営業奨励金120万円/年	(24時間店)2000万円 (それ以外)1600万円
			本部	10年	同上	~300万円 48% 300~450万円 60% 400万円~ 65% ※24時間営業奨励金120万円/年	同上
サークルK・サンクス	6,359	8953	オーナー	10年	開店準備手数料50万円、研修費30万円、加盟証抛金50万円、商品等買取代金120万円	~600万円 30% 600~750万円 19% 750万円~ 14% ※24時間店以外は+4%	(24時間店)2300万円 (それ以外)2150万円
			本部	10年	同上	~240万円 37% 240~340万円 57% 340万円~ 62% ※24時間店以外は+4%	(24時間店)2000万円 (それ以外)1900万円
ミニストップ	2,186	3499	オーナー	7年	保証金150万円、開店準備費100万円	(24時間店)30% (それ以外)33%	(24時間店)2100万円 (それ以外)1600万円
			本部	7年	同上	~300万円 38% 300~450万円 65% 450万円~ 75%	同上

(注)「最低保証」は、加盟者の総収入が一定金額に達しない場合に、その収入を保証するもの

出典：一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会「ザ・フランチャイズ」の掲載情報。「総店舗数」及び「チェーン年商」は平成25年度のもの